

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第45号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) <b>第8条</b> 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(55) (略) (55)の2 薬事法第4条第4項の規定による薬局の開設の許可の更新をすること。 (56)～(56)の4 (略) (57) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>休廃止等</u> の届出を受理すること。  (58)～(65) (略) (65)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号、第65号の4及び第14条第23号の3から第23号の5までにおいて「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (65)の3・(65)の4 (略)  (66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第3条の規定による <u>届出等</u> を受理すること。 (66)の2 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による <u>届出等</u> を受理すること。  (67)～(267) (略)	(保健所長への委任) <b>第8条</b> 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(55) (略) (55)の2 薬事法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新をすること。 (56)～(56)の4 (略) (57) 薬事法第10条（同法第38条において準用する場合（配置販売業に係るものを除く。）並びに同法第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による <u>薬局の廃止、休止、再開又は管理者等の変更</u> の届出を受理すること。  (58)～(65) (略) (65)の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（次号、第65号の4及び第14条第23号の3から第23号の5までにおいて「旧薬事令」という。）第45条第1項の規定による許可証の書換え交付をすること。 (65)の3・(65)の4 (略) (65)の5 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の4第2項（同令第142条において準用する場合を含む。）の規定による郵便等販売の届出を受理すること。 (66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第10条の規定による <u>店舗管理者の届出</u> を受理すること。 (66)の2 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条の規定による <u>店舗管理者の届出</u> を受理すること。 (66)の3 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第17条の規定による <u>営業所管理者の届出</u> を受理すること。 (66)の4 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第42条の規定による郵便等販売の届出を受理すること。 (67)～(267) (略)

2・3 (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(17) (略)

(18) 薬事法第40条第1項及び第2項において準用する同法第10条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等及び動物用管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出を受理すること。

(19)～(31) (略)

2・3 (略)

(家畜保健衛生所長への委任)

**第14条** 次に掲げる事務は、家畜保健衛生所長及び支所長に委任する。

(1)～(17) (略)

(18) 薬事法第40条第1項及び第2項において準用する同法第10条の規定による動物用高度管理医療機器等及び動物用管理医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出を受理すること。

(19)～(31) (略)

#### 附 則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。